

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2025年4月1日

有限会社 山口運送

2024年度の自動車事故報告第2条に該当する事故件数は0件でした。

事故内容	件数
・車両火災	0件
・自転車との接触	0件
・オートバイとの接触	0件
・発車時、急停車による事故	0件
・乗用車との接触による車内事故	0件
・乗務員疾病による運行停止	0件
・車両装備の故障	0件
合 計	0件

※根拠規定は下記のとおりに定められています。

道路運送第29条に基づき国土交通大臣に届け出る事故

第1号 自動車が転覆、転落、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの

第2号 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じたもの

第3号 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し又は漏洩したもの

第4号 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの

第5号 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの(運行を途中で中止した場合)

第6号 自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置)の故障により、自動車が運行出来なくなったもの